

令和7年度 小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策

小笠原諸島振興開発特別措置法第49条の規定に基づき、令和7年度に小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、国土交通大臣が小笠原諸島振興開発審議会に報告するもの。

※主な取組のうち、小笠原諸島振興開発事業費補助金(以下「振興開発補助金」という。)により実施している事業は赤字・斜体で記載

令和8年7月17日

1. 土地の利用

小笠原諸島は、父島・母島列島を中心に太平洋上に多くの島々が散在しており、平地が少ないうえ、その大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されているため、生活を営むために活用できる土地は非常に限られている。

また、昭和19年の強制疎開により、長い期間、帰島を許されなかったという歴史的背景から、その後も帰島できていない旧島民等の不在地主が多数存在するなどの問題がある。

このため、地籍調査を推進し、土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させるなど、土地の有効活用を図っている。

<令和7年度の主な取組>

- 土地利用計画に基づく適正な利用を図るため、今後の土地利用の動向を見極めつつ、引き続き規制・誘導のあり方を検討【都・村】

2. 交通通信の確保（1）

(1)港湾

本土から約1,000km離れて位置する小笠原諸島において、港湾施設は住民生活の維持、産業の振興等に必要不可欠であり、復帰以降、施設整備や改良が着実に進められてきている。

<令和7年度の主な取組>

- ははじま丸の大型化に対応するための港湾整備を実施【都】[振興開発補助金]

港湾の整備

■事業概要

- ・母島の沖港の泊地について、新「ははじま丸」(平成28年7月就航)の規格に対して深さが不足している部分が残っているため、浚せつを実施した。

■事業主体

東京都



母島沖港 泊地浚せつ

2. 交通通信の確保（2）（3）

（2）航路・航空路

小笠原諸島父島と本土とを定期的に結ぶ交通アクセスは「おがさわら丸」に限られ母島への交通手段は父島・母島間を結ぶ「ははしま丸」が唯一の定期航路である。これまで、唯一の定期貨客船として、住民や来島者の輸送はもとより、生活物資などの必需品の運搬も担っており、安定的な住民生活を支えてきた。

また、「おがさわら丸」のドック期間中、「さるびあ丸」が代替船として就航することにより本土との交通が遮断される期間が解消されるとともに、「ははしま丸」のドック期間中は、代替船として「くろしお丸」が就航している。

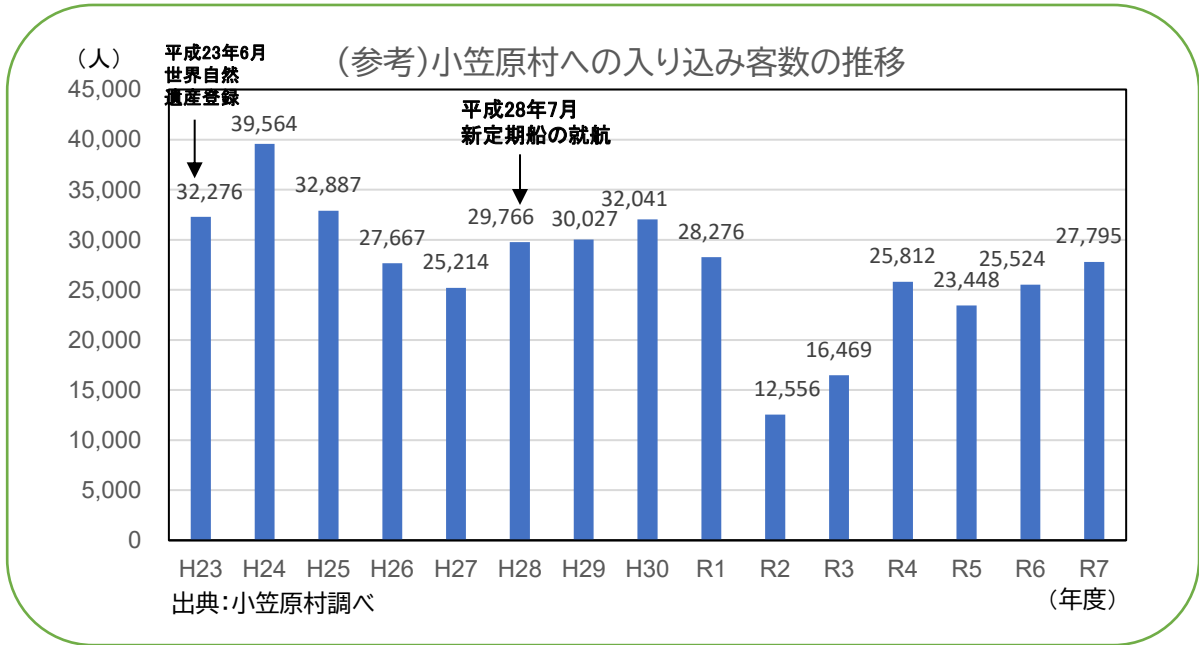
<令和7年度の主な取組>

- 定期船が長期に渡って運航困難となった場合の対応等について、東京都離島航路地域協議会で意見交換を実施【都】
- 定期船の運航スケジュールや快適性・利便性向上に係る事項について、運航事業者と協議を実施【村】

航空路については、関係者間の円滑な合意形成を図るため、平成20年2月に東京都と小笠原村で「小笠原航空路協議会」を設置し、世界的に貴重な自然環境への影響をはじめ、費用対効果、運航採算性等の調査・検討を行っている。

<令和7年度の主な取組>

- 航空路については、引き続きPI※の実施に向けた調査等を実施【都】
※PI(パブリック・インボルブメント:Public Involvement)
政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。
- 令和7年度は、東京都において、令和6年度までに実施した調査の結果を踏まえ、飛行場の基本構造や工法等の実現性を確認するための調査等を進めるとともに、引き続き気象・自然環境などの調査や小笠原において運用可能な航空機に関する調査を実施し、その内容について関係者間で情報を共有【国・都・村】



（3）道路・島内交通

小笠原諸島は台風常襲地域であるため、法面崩壊や落石などによる道路災害発生、大規模地震発生時の津波による道路の浸水、更に老朽化においては塩害による被害の顕著化など課題を抱えている。道路の安心・安全のため、防災点検や5年に1度の定期点検等の結果を踏まえた災害防除を実施するとともに、老朽化対策等を進めている。

<令和7年度の主な取組>

- 道路の安心・安全の確保のため、道路災害防除及び拡幅整備を実施【都】
[振興開発補助金]
- 津波等被災時における集落の分断を防止することを目的とした父島循環線・行文線(清瀬奥村)(以下「防災道路」という。)の準備工事を実施【都】
[振興開発補助金]
- 父島循環線-行文線(父島)及び沖港北港線-北進線(猪熊谷・母島)において、自然環境の保全を図りつつ事業を進めるため、環境調査や専門家会議(2回)を実施【都】
- 道路の安心・安全の確保のため、村道の排水性舗装を実施【村】
[振興開発補助金]

2. 交通通信の確保（3）

都道における安心・安全の確保

■事業概要

都道は、父島、母島ともに、島の幹線道路として安全かつ円滑な交通網及び島内の観光ルートの確立に必要な施設である。

しかしながら、場所によっては狭隘であり、見通しが悪く、相互交通が困難な箇所が残されており、観光客等が安心して散策できる歩道が未設置の区間も多い。また、台風常襲地域であることから、崖崩れや落石等の恐れがある箇所については、災害を未然に防止するための対策が不可欠である。

令和7年度は、父島の父島循環線において準備工事を、母島の沖港北港線において狭隘区間の拡幅に関する調査・設計を実施した。また、島民や観光客の安心・安全を確保するため、父島の父島循環線、母島の沖港北港線において災害防除2箇所を実施した。

■事業主体 東京都

■事業内容

- ・道路災害防除：父島(旭山)、母島(庚申塚)
- ・都道新設：父島(奥村):準備工事
- ・拡幅整備：母島(猪熊谷):拡幅の調査・設計



災害防除イメージ



父島循環線の崩壊発生状況



拡幅イメージ



猪熊谷狹隘箇所



拡幅整備後

村道における安心・安全の確保

■事業概要

村道は、集落地域を中心に産業振興・生活基盤道路として、父島に大村奥村地域線、扇浦地域線、母島に沖村地域線の3路線を整備している。

令和7年度は、父島における大村奥村西町三・四号線において、降雨時の歩行環境改善と沿道家屋への影響(水はね等)を軽減するため、排水性舗装の整備を実施した。また、大村奥村地域線のトンネル点検を行いトンネルの長寿命化を図る。

■事業主体 小笠原村

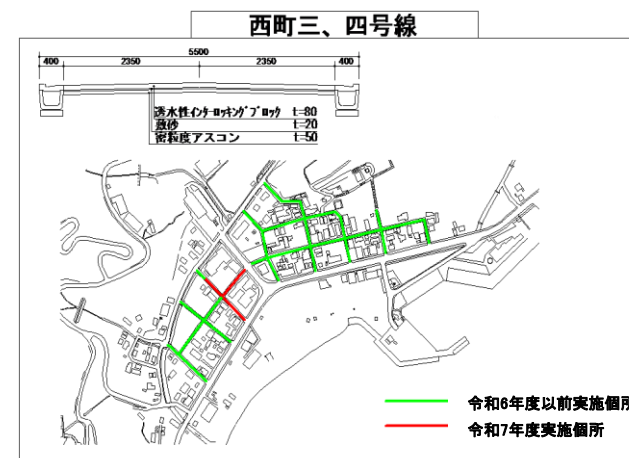
■事業内容

- ・父島西町三・四号線の排水性舗装(152.6m)
- ・大村奥村地域線のトンネル定期点検(道路ストック長寿命化)

父島



■道路改良(排水性舗装)



2. 交通通信の確保（4）（5）

（4）情報通信（デジタル化の推進）

小笠原村における支所、診療所等の公共施設を結んでいる既設の光ファイバ網を本土に接続するための東京都の「小笠原海底光ファイバーケーブル敷設による情報基盤整備、保守及び運用事業」により、八丈島・小笠原諸島（父島・母島）間に海底光ファイバーケーブルが敷設され、平成23年度からブロードバンドによるインターネット接続や地上波デジタル放送サービスを提供している。

都立広尾病院と小笠原村診療所及び小笠原村母島診療所間を繋いでいるCT画像等を相互に送受信するための「画像電送システム」では、ブロードバンドの利用により、スムーズかつ安定した画像伝送速度での運用を可能としている。

「画像電送システム」を活用した診療支援、研修等の実施のほか、各学校への1人1台のパソコン配備により、遠隔医療や遠隔教育などの取組を進めている。

<令和7年度の主な取組>

- 伊豆・小笠原諸島を往来する利用者の利便性向上を図るため、島しょ船舶・航空機の時刻や運航状況等の交通情報を一元的に提供【都】

（5）人の往来等に要する費用の低廉化

小笠原諸島は本土から約1,000km離れているため、人の往来、物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の面で、住民生活の安定や観光産業の振興にとって不利性を有している。

人の往来については、運航事業者等による村民割引などの運賃割引制度が導入されており、利用者の負担軽減を図っている。

物資の流通については、小笠原諸島で販売される生活物資の本土からの海上輸送費に対し、都がその一部を支援し、島内の物価安定を図っている。

また、農水産物の小笠原諸島から本土への輸送費についても、都がその一部を支援し、産業の振興を図っている。

<令和7年度の主な取組>

- 島内の生活物資の物価安定のため、本土からの海上輸送費の支援を実施（生活物資輸送費補助）【都】
- 農水産業振興のため、農水産物の本土への輸送費の支援を実施。また、原油価格高騰等に伴う島内生産者への影響を軽減するため、本土と父島間の輸送に係る補助率の時限的引き上げを実施（生産物貨物運賃補助）【都】
- 離島航路運営費等補助金により、父島～母島間の航路収支の改善や利用者の負担軽減（離島住民運賃割引）を実施（地域公共交通確保維持改善事業）【国・都】
- 他地域における運賃低廉化の制度等について情報収集を実施【村】

3. 産業の振興開発（1）

(1) 農業

小笠原諸島は、年間を通じて亜熱帯性の気候を生かした熱帯果樹や野菜の栽培を中心に行われている。

復帰以降、ほ場造成や農道などの農業生産基盤の整備を進めるとともに、各種試験研究や栽培技術指導により、農業生産活動は充実し、農産物の安定生産や農業の担い手の育成・確保を図っている。

台風や低気圧などによる強風害、塩害等のリスクが常に存在しており、今後も劣化した施設の更新が必要となっている。

<令和7年度の主な取組>

- 農用地等の利用権設定等を促進(新規3件、更新3件、延べ38件)【村】
- 農業用水の安定供給と渇水対策を計画的に進めるため、かんがい施設整備を実施【都】[振興開発補助金]
- 都との協定に基づき、村内の農道について順次、移管を受け自主管理を実施【村】
- 農業被害を抑制するため、アフリカマイマイの防除やノヤギの駆除を実施【都・村】[振興開発補助金]
- 亜熱帯農業センターでは、熱帯果樹の安定生産や病虫害防除技術の開発など、亜熱帯農業に関する試験研究等を実施。研究成果を生産者に還元し、安定生産を支援【都】
- 安定的な試験研究を遂行するため、亜熱帯農業センター農業資材庫の改築基本計画を策定【都】
- 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地（露地ほ場、鉄骨ハウス）、蝙蝠谷農業団地（耐風強化型ハウス）を有償で提供【村】
- 営農研修所では、作物栽培及び病虫害防除等の栽培技術を含む農業技術に関する研修、巡回指導、土壌分析診断、実証展示等を実施【都】
- 意欲が高く就農間もない農業者に対して資金を交付（年間最大150万円）（経営開始資金等）【国・都・村】
- オガサワラオオコウモリ食害防止の支援として、トリカルネットハウス等の施設を設置(令和6、7年度山村・離島振興施設整備事業)【村】

農業用水の安定供給に向けた取組

■事業概要

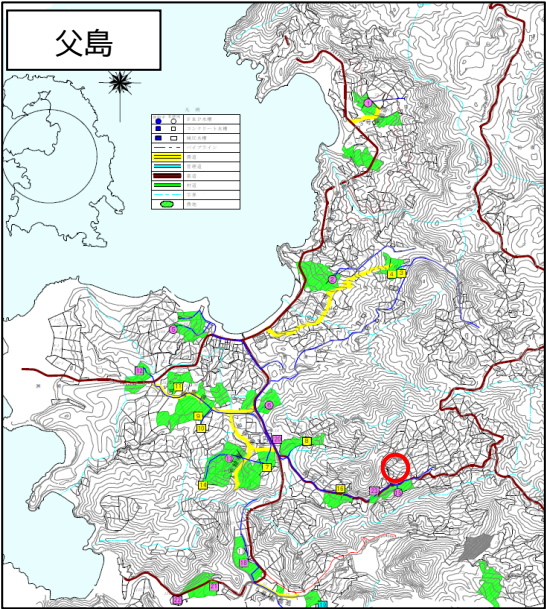
小笠原村父島及び母島におけるかんがい施設は、農業用水の安定供給を目的として、昭和47年度以降に送水管の末端や各ほ場近傍に20t容量のFRP製水槽を整備してきた。この水槽は経年劣化が進み、漏水が頻発している。また、水槽内部に藻類が発生するなど水質の低下や配管の詰まりなどの一因となっており、漏水と併せて維持管理や営農を行う上での支障となっている。

そこで令和7年度はFRP製水槽をコンクリート製水槽に交換し、農業用水の安定供給を図った。

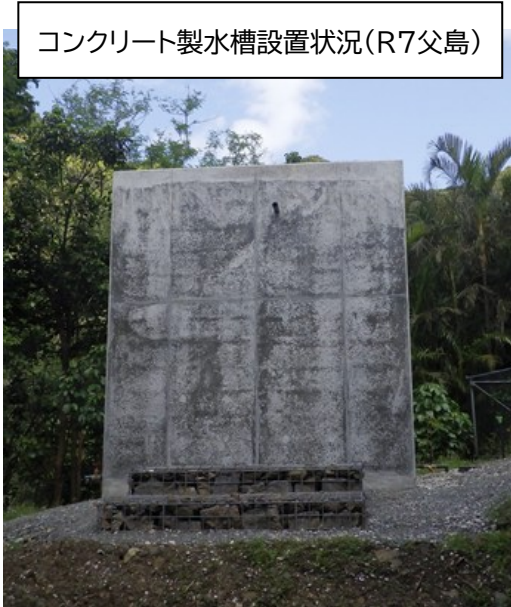
■事業主体 東京都

■事業内容 農業用水槽交換工事(父島:1箇所 母島:1箇所)

● : 農地 ○ : R7交換対象水槽



一般的なFRP製水槽



コンクリート製水槽設置状況(R7父島)

3. 産業の振興開発 (2)(3)(4)

(2)水産業

小笠原諸島では、広大で豊かな漁場を生かした縦縄漁業や底魚一本釣り漁業などを行っている。漁業の基盤となる漁港の整備は、小笠原諸島の振興開発に不可欠であり、昭和43年に復帰後、小笠原島漁業協同組合が設立されて以降、港湾とともに重点的に整備を進めてきており、第4種漁港として地元漁業者の生活安定に大きく寄与している。そのほか、他県船の避難・休憩・前線基地としての役割等のほか、遊漁船などの観光産業の拠点として利用され、産業振興へ寄与している。

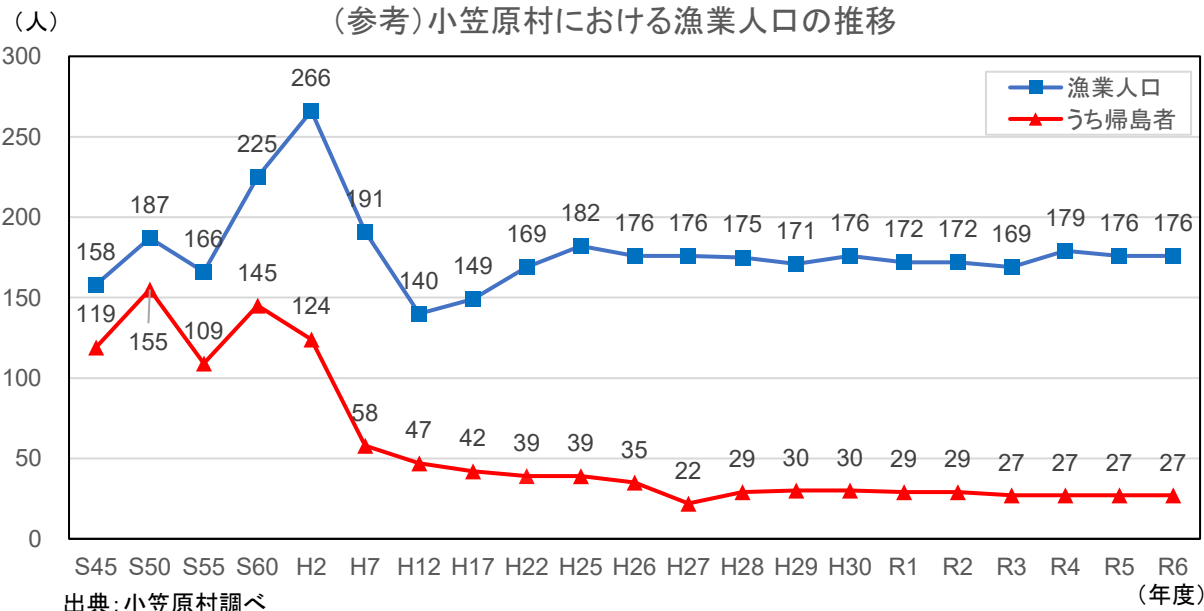
また、水産センター(父島)による各種調査や試験研究成果の普及・指導の充実により、漁業生産活動の進展がみられる。

＜令和7年度の主な取組＞

- 漁船が安全に停泊できる水域を早急に確保するため、二見漁港において突堤整備の工事を実施【都】[振興開発補助金]
- 調査指導船「興洋・みやこ」による海況の把握や試験操業、無線局の維持等により、漁業生産性の向上や操業の安全を通して水産業を振興【都】
- 離島漁業再生支援交付金(離島の漁業集落が行う離島漁業再生に係る漁場の生産力の向上等)【国】

(参考)密漁船に対する対応

- 漁業取締りの実施による違法操業対策【国】
- 韓国・中国等外国漁船操業対策事業(漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分の支援)【国】



(3)商工業

小笠原村商工会は、島内の商工業者に対して、巡回相談、経理・税務などの指導、各種講習会の開催などの経営改善普及事業を実施し、経営の相談・指導・改善・育成を行っており、都はこの取組を支援している。

また、特産品のブランド化を促進するための他産業との連携に向けた取組が進められている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 商工会が実施する小規模事業者の経営安定化を目的とした経営改善普及事業に対し、補助金による支援を行い、商工会の育成及び経営指導力の向上を推進【都】
- 商工会が実施する税務相談会等を支援【村】

(4)先端技術の導入及び生産性の向上

小笠原諸島における農水産業の振興及び発展については、振興開発事業により、各事業主体が基盤整備や各種試験調査等を行ってきたところである。

その中で、各事業における課題を克服し、より生産性の向上を図るため、先端技術の導入など新たな取組を創意工夫しながら進めている。

＜令和7度の主な取組＞

- ミカンコミバエの再侵入警戒調査を実施し、侵入がないことを確認するとともに、アフリカマイマイ等病害虫防除対策について試験研究を実施【都】[振興開発補助金]
- 農業用水の安定供給と渇水対策を計画的に進めるため、かんがい施設整備を実施【都】[振興開発補助金](再掲)

病虫害等防除対策

■事業概要

小笠原諸島では、植物防疫法に基づく移動規制の対象となっているアフリカマイマイ等の病虫害の防除を実施し、農業生産の安定・向上を図るとともに、昭和60年に根絶が確認されたミカンコミバエの再侵入に備え、トラップ調査、果実分解調査を実施している。

また、小笠原諸島が温暖な気候であることや、近年の物流の活性化により、これまで島には生息が確認されていなかった病虫害が発見されており、それらについての生態調査や防除方法の研究も行っている。

さらにアフリカマイマイについては、生息密度調査等を行うとともに、物理的防除方法や各種防除薬剤の比較検討等、総合的防除方法の実証実験を実施している。

■事業主体 東京都

■事業内容

- ・トラップ調査 42カ所
- ・果実分解調査 約3,800個



(5)他産業との連携

小笠原諸島における主要な産業である水産業と農業に関する振興の拠点として、水産センター及び亜熱帯農業センターを開設している。

水産センターは、調査・試験の研究成果を展示する施設として一部を一般公開しており、小笠原諸島の漁業、海洋生物を知ることができる観光施設としても活用されている。亜熱帯農業センターにおいても、展示エリアが小笠原諸島の農業と貴重な固有植物への理解・教育の場として活用されているほか、オガサワラオオコウモリ観察のためのナイトツアーで利用されるなど、観光資源としても重要な役割を果たしている。

<令和7年度の主な取組>

- 水産センターの飼育観察棟で島民及び観光客向けに水槽の展示を行うとともに、島内外の小中高校生の実習・見学等を受入【都】
- 令和8年1月より水産センターを一時閉館し、飼育観察棟改修工事に着手【都】【振興開発補助金】
- 亜熱帯農業センターでは、特産熱帯果樹の特性や農業センターで得られた試験成果をパネルで紹介し、小笠原における農業について学べる場を提供【都】
- 営農研修所では、島内の保育園児、小中高校生、新規就農希望者の実習・見学等を受入【都】

4. 就業の促進

小笠原諸島での主要な産業の一つである農業においては、小笠原村農業経営改善計画認定審査会の認定制度の活用による認定農業者の育成や、意欲ある新規就農者の確保に努めている。

また、漁業においては、漁業協同組合が自ら意欲のある人材の育成や、漁業の後継者の確保に努めている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金(離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援)【国】
- 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地(露地ほ場、鉄骨ハウス)、蝙蝠谷農業団地(耐風強化型ハウス)を有償で提供【村】(再掲)
- 農業者の農地の確保及び規模拡大の観点から、平成30年度より、蝙蝠谷農業団地の活用を硫黄島旧島民のほか一般農業者にも対象を広げ、就農を支援【都・村】
- 営農研修所では、作物栽培及び病虫害防除等の栽培技術並びに農業簿記及びインボイス制度対応等の農業経営に関する研修、巡回指導、土壌分析診断、実証展示等を実施【都】(再掲)
- 意欲が高く就農間もない農業者に対して資金を交付(年間最大150万円)(経営開始資金等)【国・都・村】(再掲)
- 新規漁業就業者の確保育成に係る支援を実施【都】

5. 住宅及び生活環境の整備（1）

(1)住宅

父島・母島には、小笠原住宅を含む公的住宅のほか個人住宅、民間共同住宅、宿舍等がある。小笠原住宅は、小笠原諸島へ帰島を希望する旧島民の帰島の促進並びに小笠原諸島の住民生活の安定及び福祉の向上を図るため、昭和44年度から平成18年度にかけて、東京都が国の補助を受けて建設してきており、全世帯数の約3割を占めている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 老朽化した簡易耐火造の小笠原住宅を小笠原移住定住促進住宅として建替え(父島清瀬アパートは建築工事中、母島沖村アパートは造成工事完了)【都】
- 建替えに伴う移転対象世帯への個別相談会を引き続き実施【都】
- 小笠原諸島の更なる振興に向け、小笠原移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定【都】
- 小笠原移住定住促進住宅の村への移管等に向けて引き続き協議を実施【都・村】
- 外来種のイエシロアリ防除対策について、母島北部でイエシロアリ分布の南下傾向が見受けられることから、母島においてモニタリング技術の改良等を含め南下を阻止するための重点的な対策を実施。父島では人とシロアリの住み分け方針に基づき、調査駆除を実施【村】

5. 住宅及び生活環境の整備（2）

（2）簡易水道

水道については、復帰当初から集中的に生活基盤施設として整備が進められ、父島・母島ともに簡易水道事業により給水している。

小笠原諸島は、地理的・地形的特性から渇水に対するリスクを抱えており、近年では水源確保のための緊急的な措置として、海水淡水化装置を導入することにより渇水対策を行っている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 父島西町の老朽水道管の更新を実施【村】[振興開発補助金]
- 計画的な水道施設整備及び維持管理を行うための小笠原村への指導・助言を実施【都】

安心・安全な水の安定供給のための水道施設等の整備

■事業概要

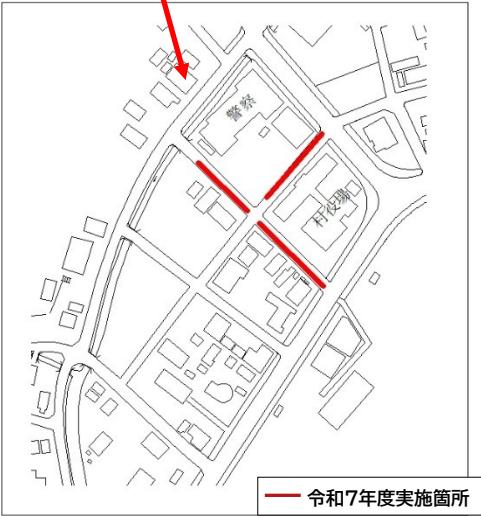
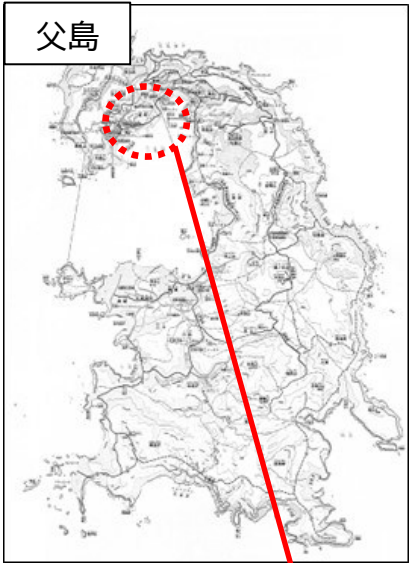
簡易水道事業は、村民の安心・快適な生活環境の実現に向け、原水の確保、浄水場施設の整備・運営、老朽管取替、管口径の適正化及び管網の整備を行い、清浄で安定した水道水の供給に必要な事業を実施している。

令和7年度は、父島において老朽水道管の更新を実施。

■事業主体 小笠原村

■事業内容

- ・配水管更新：村道西町三、四号線



5. 住宅及び生活環境の整備（3）（4）

（3）生活排水処理

生活排水の処理については、父島では大村・清瀬・奥村地区、母島では元地地区を中心に集落内の地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）の整備が進められてきた。コミュニティ・プラント整備区域以外においては、既存浄化槽の更新や新築住宅への合併処理浄化槽の設置を推進している。現在、小笠原村の水洗化率は100%となっている。

塩害、強烈な紫外線等により施設の老朽化の進行が著しく、老朽化した施設の計画的な更新・改良を進めている。

<令和7年度の主な取組>

- 浄化槽の設置に関し、財政支援や浄化槽法上の手続き等について、必要な助言等を実施【都】

（4）ごみ処理

ごみ処理については、父島にクリーンセンター（焼却施設）、母島にリレーセンター（中継施設）を整備し、焼却残さは、父島の管理型処分場で埋立て処分を行っている。

また、島しょ部ならではの不利性を抱えながらも、資源物は分別収集を行い、島外のリサイクル業者へ搬出してごみの減量化や資源の有効活用を行っている。

さらに、既存焼却施設の機能の維持及び長寿命化を図るため、計画的な改修を進めている。

<令和7年度の主な取組>

- 単純焼却量・埋立量削減のため、リサイクル率の向上に向けた、住民の意識啓発やごみの減量化・資源の有効活用を実施【村】
- 焼却炉の年次精密点検・定期補修を実施し、予防保守による延命を実施【村】

6. 保健衛生の向上

住民の健康の維持、疾病の予防等を図るため、各種法令に基づき、健康診査や母子保健、疾病予防等の保健衛生事業を総合的に進めている。

また、小笠原村の人口規模や地理的特性等の地域の実情を踏まえつつ、医療や福祉との連携を図っている。

<令和7年度の主な取組>

- 情報共有と人的交流及び研修等による資質向上及び安定的な保健活動の継続を目的に、「島しょ保健所・町村保健師合同連絡会」をWebと集合のハイブリッド形式で開催【都】
- 保健師の定着や活動支援を目的として、島しょ地域保健活動サポーター等による事例検討会を開催【都】
- 特定健診の対象にならない30歳代の若年層への健康診査の実施や本土からの検診班の招へいによる、受診機会の確保【都・村】
- 村や診療所の広報誌などにより、事業者・住民に対し健康診査を広報し、受診状況の維持に努め、健康増進の意識向上を推進【都・村】

7. 福祉の増進（1）

(1)高齢者・障害者福祉

小笠原村の高齢化率は約17%と全国(約29%)や東京都全域(約23%)と比べると低いものの、高齢者の数は年々増加している。現在、高齢者福祉においては、在宅での福祉サービスを中心に施策を展開している。なお、専門性を要する介護・福祉人材が慢性的に不足しており、サービスの充実を図るうえで、課題となっている。

<令和7年度の主な取組>

- 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置【国】
- 離島・中山間地域等サービス確保対策事業によって町村の取組を支援【国】
- 介護福祉士修学資金等貸付事業における特例措置【国】
- 離島等サービス確保対策検討委員会を開催【都】
- 都全域における介護人材の確保及び資質向上を図るため、介護人材向けの研修を実施【都】
- 離島等地域における、地域外からの人材確保や資質向上に取り組む町村を支援【都】
- 島しょ地域等の医療従事者等に対し、認知症医療に関する専門的な助言等を行う島しょ地域等認知症医療サポート事業を実施【都】
- 島しょ地域の医療従事者、介護従事者、行政職員及び地域住民等に対し、地域特性に応じた研修等を行う島しょ地域等の認知症対応力向上研修を実施【都】
- 地域ケア会議の開催【村】
- 認知症初期集中支援チーム事前会議を開催(WEB会議)【村】
- 高齢者の通院・買い物等近距離の移動支援のため電動シニアカーの試乗会を実施【村】
- 障がい者自立支援協議会の開催【村】

7. 福祉の増進（2）（3）

（2）児童福祉

父島・母島ともに保育施設が整備されており、待機児童はほぼ発生していない。また、幼児の多い父島では、行政による保育サービスのほか、社会福祉協議会による3歳児・4歳児を対象とした保育サークル活動や学童保育に取り組んでいる。

＜令和7年度の主な取組＞

- 母島村民会館及び母島保育園の建替えが完了【村】[振興開発補助金]
- 子供家庭支援センターの運営経費等について、包括補助により支援【都】
- 一時的に保育を必要とする保護者がベビーシッターを利用する際の利用料補助を実施【都・村】
- 東京都児童相談センターの児童福祉司等が巡回相談で来島した際に、虐待を受けている児童等に係る情報共有と適切な連携を図る場である「要保護児童対策地域協議会」を開催【村】

（3）地域福祉

父島では地域福祉センター、母島では村民会館を整備してきており、それぞれ地域における福祉活動の拠点として利用されている。

父島・母島とも、施設内に地域福祉の担い手である社会福祉協議会の事務局を配置し、ボランティア活動、福祉の普及啓発、コミュニティ活動等、地域福祉活動を行っている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 母島村民会館及び母島保育園の建替えが完了【村】[振興開発補助金](再掲)

8. 医療の確保

父島と母島にそれぞれ中心となる医療機関として、村立の診療所が開設されており、住民の一次医療機関としての役割のほか、小笠原諸島周辺海域を航行する船舶等の救急患者にも対応している。

各診療所では、通常の診察のほか、都のへき地専門医療確保事業を活用し、本土の医療機関から専門医師を招へいし、専門医療の受診機会を提供している。

診療所に対応できない救急患者が発生した場合には、海上自衛隊機等により、へき地医療拠点病院で島しょ医療の基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関に搬送する体制を確保している。

＜令和7年度の主な取組＞

- 自治医科大卒業医師の派遣や代診医派遣等による医師等の確保に対する支援、専門医療の確保に対する支援等、各種補助事業を実施【都】
- 小笠原諸島振興開発事業としての各診療所の管理運営、医療機材整備等の実施による一定の医療水準の確保【村】[振興開発補助金]
- 自衛隊等により救急患者を空路で本土の病院へ搬送。また、自衛隊機に搭載する現場携行用医療資器材を更新し、自衛隊等の協力の下、救急患者搬送体制の維持・確保を推進【都・村】
- 画像電送システムを活用し、島しょ地域、都庁及び都立広尾病院をインターネット回線で結び、東京都へき地医療連絡会での症例検討や各種研修を実施【都】
- 母島への出張リハビリサービスの提供を継続実施【村】
- 都立広尾病院、台東区立台東病院、小笠原村診療所との3機関において締結した「入退院医療連携協力に関する覚書」に基づき、救急搬送された村民の療養期・回復期における内地医療機関の円滑な入退院の受入れ体制及び帰島の支援体制を継続【都・村】
- 母親と子供の健康保持と増進をはかる母子保健の向上に向け、妊娠及び出産にかかる費用の一部支援を実施。また、内地分娩施設である東京北医療センター(宿泊施設及び保育所を含む)と連携し、母子、家族を支援【村】
- 本土医療受診費用等に伴う、住民負担の軽減を引き続き実施【村】
- へき地保健医療対策費により、小笠原村に対し運営費の補助を実施【国】
- 医療施設等設備整備費により、小笠原村診療所及び小笠原村母島診療所に対し医療機器購入の補助を実施【国】
- 分娩医療機関のない離島における妊婦の健康診査及び分娩の支援に要する経費に対する特別交付税措置【国】

診療所運営への支援

事業概要

小笠原諸島は、本土から約1,000km離れた外海の離島であるとともに、航空路が未開設であり、総合病院のある本土まで定期船で24時間もの長時間を要することから、医療の面では事実上、他の地域から孤立した状態にある。このような状況の下、小笠原村では、島民、観光客、日本の南方海域を航行する船舶船員等が受診できるよう、父島及び母島に診療所を設置し、医師や必要な機材等を確保して一定の医療水準の維持に努めているが、診療所の運営については、国及び東京都の支援なしでは困難な状況である。

そのため、診療所の管理運営に係る経費(人件費や医療機材整備費等)に対して支援を実施した。

事業主体 小笠原村



小笠原村診療所(父島)



画像電送システム活用の様子

名 称	父 島	母 島
	小 笠 原 村 診 療 所	小 笠 原 村 母 島 診 療 所
施設の概要	鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 2,268.96㎡(他施設含む) 診察室 3室(医科2室、歯科1室) 病床数 9室9床	鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積 743.3㎡ 診察室 2室(医科、歯科各1室) 病床数 2室4床
ス タ ッ プ	〔医科〕医師 3名(内、都派遣医師2名) 看護師 9名、助産師 1名 薬剤師 1名、X線技師 1名 理学療法士 1名 臨床検査技師 1名 栄養士 1名、調理師 3名 〔歯科〕医師 1名 (日本大学歯学部付属歯科病院派遣医師) 技工士、衛生士 各 1名 〔事務〕課長以下 4名 〔その他〕併任職員(島しょ保健所X線技師)	〔医科〕医師 1名(都派遣医師) 看護師 2名 助産師 1名 〔歯科〕医師 1名 (日本歯科大附属病院派遣医師) 衛生士 1名 〔事務〕常駐職員なし (会計年度任用職員で対応) ⇒村役場母島支所職員が応援
診 療 科 目	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、歯科	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、歯科
診 療 実 績 (令和7年度)	〔医科〕 年間外来患者数 9,744人 1日平均患者数 40.2人(外来242日) 年間入院患者数 64人 年間入院実日数 451日 〔歯科〕 年間外来患者数 1,279人 1日平均患者数 6.2人(外来206日)	〔医科〕 年間外来患者数 2,468人 1日平均患者数 10.2人(外来240日) 年間入院患者数 5人 年間入院実日数 8日 〔歯科〕 年間外来患者数 1,181人 1日平均患者数 6.9人(外来171日)

(参考)救急搬送実績

年度	年 間 搬 送 実 績			島 別 内 訳			
	件数	人数	病院収容までの 平均所要時間	夜間 件数	父島 件数(夜間)	母島 件数(夜間)	硫黄島他 件数(夜間)
R 3	28	29	9時間10分	(9)	21(7)	5(2)	2(0)
R 4	20	20	9時間27分	(6)	17(6)	2(0)	1(0)
R 5	23	24	9時間20分	(7)	18(6)	5(1)	0(0)
R 6	22	22	9時間41分	(8)	16(7)	5(1)	1(0)
R 7	23	23	10時間 7分	(9)	16(6)	2(1)	5(3)

出典:小笠原村の医療(小笠原村)

9. 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止 (1) (2) (3)

(1) 自然環境の保全・再生

平成23年6月に世界自然遺産に登録される前から、小笠原諸島の豊かで貴重な自然環境を保全するため、行政機関・関係団体等による自主ルールの実用や、南島及び母島石門一帯における東京都版エコツーリズムの実施等により、自然環境の適正な利用と保護を推進している。

また、国・東京都・小笠原村・NPO・関係団体・住民等の連携により、外来種対策や植生回復事業など、自然環境の保全・再生事業の取組を行っている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 父島においてノヤギの排除を実施【都】[振興開発補助金]
- ノヤギの排除が完了した賀島列島、弟島における植生回復事業、希少種保全のため、鳥類等の調査を継続的に実施【都】[振興開発補助金]
- 世界遺産委員会からの要請事項である外来種対策として、モクマオウなどの外来植物等の排除を実施(世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプランにより、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都及び小笠原村が役割分担)【国・都・村】[振興開発補助金]
- 小笠原世界遺産センター内の動物対処室において、希少野生動物の保護や愛玩動物の適正飼養の推進による新たな外来種の侵入・拡散リスクの低減に関する事業を推進【国・都・村】
- ペット条例の運用による愛玩動物由来の外来種の侵入・拡散防止【村】
- 南島及び母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツーリズムとして、自然ガイドを養成。当該地の自然環境についてモニタリング等を実施し、都と村で実態等を踏まえた利用とルールについて調整。また、村の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用【都・村】[振興開発補助金]
- 父島において、オガサワラカワラヒワの保全のため、都立動物園と連携して本種の生息域外での飼育・繁殖の試みを実施【都】[振興開発補助金]
- 平島、姪島等において、オガサワラカワラヒワ保全のため、ネズミ防除を実施【国・都】

- 世界自然遺産地域の保全管理【国】(以下に列記する)
 - ㊦世界自然遺産地域連絡会議及び科学委員会を開催し、地域での合意を踏まえた科学的知見に基づく順応的管理を実施。
 - ㊧固有陸産貝類の保全について、効果的な対策の検討を行い、生息域外での保全や、父島列島・母島列島のうち生息に重要な地域においてネズミ等の外来種対策を実施。
 - ㊨外来種グリーンアノールについて、効果的な対策の検討を行い、防除や固有昆虫類の保全等を実施。
 - ㊩世界遺産の管理及び情報発信の拠点として、小笠原世界遺産センターを活用。

(2) 自然公園

小笠原諸島は、優れた自然の風景地と固有・希少動植物種を有し、集落地域、農業地域以外の大部分が国立公園に指定されている。小笠原国立公園においては、公園計画に基づいた次の2点に重点を置き、整備を進めている。

- ① 小笠原諸島の優れた自然景観や固有動植物を保全するなど、自然の保護及び適正な利用の両立を図る。
- ② 施設の適正な更新を行うことで、観光客を含めた利便性の向上及び安全の確保を図る。

＜令和7年度の主な取組＞

- 過酷な自然条件にさらされていることにより利用者に危険な状態となっている歩道を改修し、安全・快適性を確保【都】[振興開発補助金]
- アオウミガメの繁殖地である向島小湊海岸等における海岸清掃及び製氷海岸公園地区等におけるサンゴ礁生態系等保全を目的とした水温計測等を実施【国】
- 子どもたちや地域住民を主な対象に、自然アクティビティや農林漁業体験などの自然体験イベントを実施【国・村】

(3) 都市公園

都市公園(大神山公園(父島))の整備に当たっては、住民の憩いの広場として、更には観光客の利用拠点としての場を提供していくよう、ビジターセンター(自然公園施設)で大神山公園の自然環境情報や案内図等を紹介してビジターセンターと大神山公園の相互利用を促進するなど、自然公園との連携を図りながら進めている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 大村中央地区において、来園者の利便性・安全性の向上を目的とした園地整備を実施【都】[振興開発補助金]

9. 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止 (2) (3)

自然公園の園地、歩道の整備

■事業概要

ほぼ全島が国立公園に指定されている小笠原諸島においては、自然を適切に利用した園地、歩道等の整備を推進するとともに、同諸島の優れた自然を次の世代に残すため、植生の回復事業等を行ってきた。

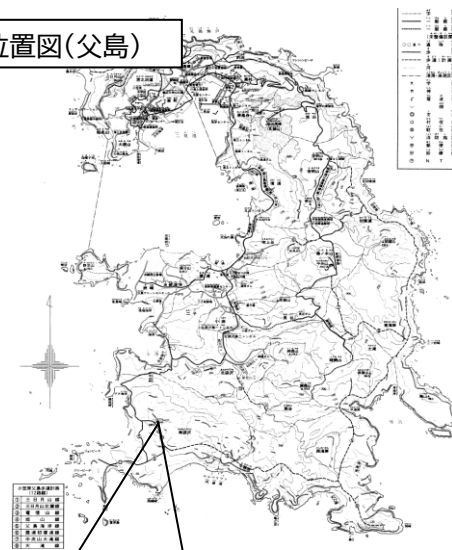
自然公園の諸施設は、海に隣接して整備されているため、過酷な自然条件にさらされており、利用者に危険な状態が散見され、園地、歩道等の改修が必要となっている。

令和7年度は、父島海岸線歩道のシェルター、ベンチ等、母島山稜線歩道外1箇所展望台、横断溝等を実施した。

■事業主体 東京都

園地・歩道の整備

位置図(父島)



父島海岸線歩道

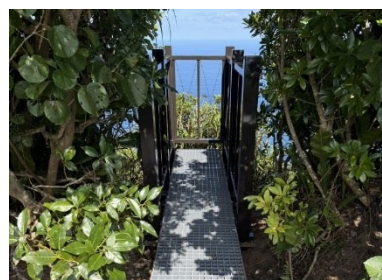


シェルター、ベンチ等の改修

位置図(母島)



母島山稜線歩道外1箇所



展望台等の改修

大神山公園における園地整備及び落石対策

■事業概要

大神山公園は、丘陵地部の大神山地区と海浜部の大村中央地区からなる小笠原諸島唯一の都市公園であり、昭和53年から整備を開始し、昭和56年に開園した。

大神山公園内では小笠原諸島に成育する固有種等が観察でき、島民だけでなく多くの来島者が訪れる観光名所となっている。しかし、開園後40年が経過し、経年による劣化、絶えず吹き付ける潮風や強い日照りによる劣化など老朽化した施設の改修をはじめ、斜面地の風化した地盤からの園内施設への落石防止など、公園利用者への安全対策及び利便性の向上が必要となっている。

令和7年度においては、電気施設・休憩施設の整備、改修等を実施した。

■事業主体 東京都

父島



島の玄関口(二見港)に隣接し、多くの方が訪れる。

園地整備

■電気設備の改修



投光器の更新(大村中央地区)

■休憩施設の整備、改修等



休憩施設の改修(大村中央地区)



休憩施設の新設(大村中央地区)

9. 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止(4)(5)

(4)海岸漂着物対策

海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境を保全するため、東京都では、海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画(小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画)を令和7年3月に改定し、海岸管理者及び住民のボランティアを中心に、事業者や観光客等の様々な主体が回収活動を行っている。

<令和7年度の主な取組>

- 都、村等が事業主体となり、海岸漂着物約21tを回収・処理(海岸漂着物等地域対策推進事業)【国・都・村】

(5)公害の防止

小笠原諸島における公共事業が自然環境や景観などに与える影響を極力低減することを目的に、都では「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」等を定めている。

また、環境関連法や環境確保条例に基づく規制指導が実施されている。

<令和7年度の主な取組>

- 環境確保条例第152条に基づく立入検査並びに工場の設置認可等及び指定作業場の設置等に係る事務処理時に、各種環境法及び環境確保条例に基づく指導助言及び書類審査等を実施【都】

10. エネルギーの供給

小笠原村では父島・母島ともに、主に電力事業者による内燃力発電により電力が供給されているほか、村施設等の公共施設への太陽光発電設備の導入を進めている。

<令和7年度の主な取組>

- 環境省の提唱する「ゼロカーボンシティ」を宣言し、CO2削減の取組のはじめの一歩として、家庭における省エネ家電製品の買換えへの補助事業を継続【村】
- ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、東京都、小笠原村及び東京電力パワーグリッド株式会社の三者で、母島において1年間のうちの半年程度、太陽光発電のみで電力供給を行うことを目標とした実証事業(母島再生可能エネルギー100%電力供給実証事業)について、令和7年8月から実証運転を開始【都・村】
- 島しょ地域に位置する町村営公共施設、事業所及び住宅等に対し、太陽光発電設備及び蓄電池の導入補助を継続【都】
- 島内におけるプロパンガスの価格及び供給の安定のため、プロパンガスの運搬に要する費用に対する補助を継続【都】
- 本土と比較して割高となっている離島へのガソリンの輸送費等について、追加的に生ずる流通コスト相当分を補助することで、ガソリン小売価格の低廉化を支援(離島のガソリン流通コスト対策事業)【国】

(参考)小笠原村内の公共施設における太陽光発電設備設置箇所

太陽光発電設備設置施設	発電容量(kW)
小笠原村診療所	50.0
地域福祉センター	10.0
小笠原村情報センター	4.6
都立小笠原高校	20.0
奥村交流センター	20.0
母島小中学校	50.0
母島長浜トンネル(独立)	5.0
母島ソーラーポンプ場(独立)	32.0
扇浦新浄水場	22.0
扇浦交流センター	10.2
小笠原世界遺産センター	5.5
合計(kW)	229.3

11. 防災及び国土保全に係る施設の整備 (1)(2)

(1)防災対策

小笠原諸島は、台風、大雨、津波等の災害を受けやすい条件にあり、これまでも昭和35年のチリ地震による津波や昭和58年の台風17号により、大きな被害を受けている。

近年では、平成12年及び平成22年に、小笠原諸島近海を震源とする震度4、マグニチュード7を超える近地地震による津波、また、平成23年には東日本大震災に伴う津波が発生したこと等により、住民の防災意識は高まっている。

現在、南海トラフ地震等による大規模津波の襲来が、小笠原諸島にも想定されており、国や東京都による被害想定では、居住地域の大部分が津波による浸水地域となる可能性が示されている。

また、土砂災害については、小笠原村において平成30年度に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がなされている。

<令和7年度の主な取組>

- 島民の津波に対する避難意識向上に向け、都が作成した啓発動画の活用について案内するとともに、リーフレットを作成。また、「津波対策に関する島しょ町村との連絡会」等を活用し、南海トラフ地震臨時情報の発表を受けたときの対応等、各町村との情報共有や意見交換を実施【都】
- 災害備蓄用の食料・飲料水7日分を目安に、村民に対して一層の家庭備蓄の推進を広報【村】
- 災害時における避難行動要支援者リストを作成し、防災部門・消防団・福祉部門で情報共有【村】

(2)国土保全対策

小笠原諸島は台風の常襲地帯であり、土砂災害から住民や観光客の生命と財産を守るため、砂防、地すべり対策を実施している。

<令和7年度の主な取組>

- **北袋沢地区第一沢(父島)において沈砂池工・流路工を実施【都】[振興開発補助金]**
- **長谷地区(父島)において横ボーリング工を実施【都】[振興開発補助金]**
- 小学生や防災関係機関を対象に、土砂災害に関する出前講座を実施【都】

砂防施設等の整備

■事業概要

小笠原諸島は、台風常襲地域であるとともに、局地的な大雨が多発するなどの地域特性があり、自然災害から国土や住民の生命・財産を守るための砂防施設の整備を進めている。

北袋沢地区第一沢は、人家2戸を保全対象に含む溪流であり、近年の短時間降雨の発生頻度が高くなってきていることから、豪雨時には土石流災害が懸念される。

また、父島長谷地区は、人家1戸を保全対象に含む地区であり、地表面に開口亀裂が発生する等、地すべりの進行が確認される。

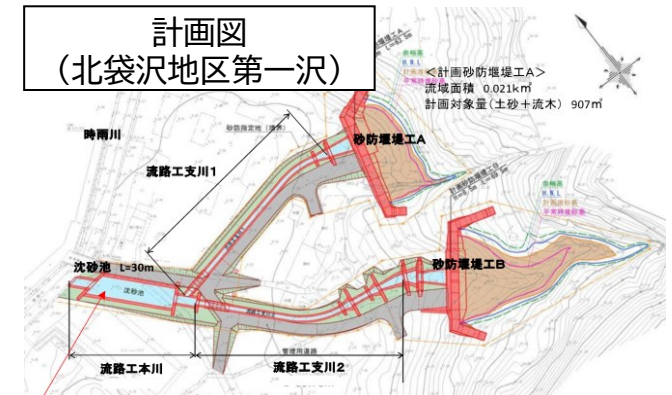
令和7年度は、北袋沢地区第一沢において、下流への土砂流出防止等のための沈砂池工・流路工を、長谷地区において、地すべりを防止するための横ボーリング工をそれぞれ実施した。

■事業主体 東京都

位置図(父島)



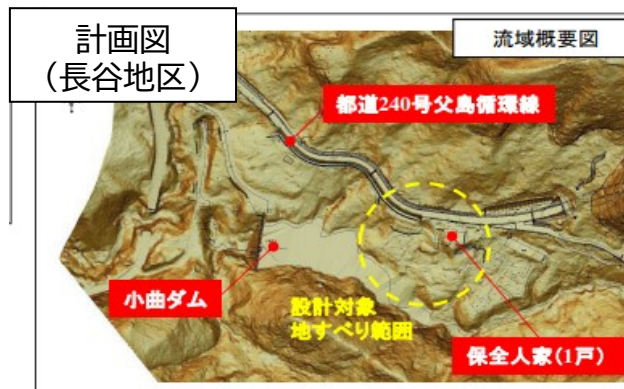
計画図 (北袋沢地区第一沢)



施工状況



計画図 (長谷地区)



施工状況



12. 教育及び文化の振興（1）

(1)教育

小・中学校は父島・母島にそれぞれ設置され、高等学校については、都立小笠原高校が父島に設置されており、校舎をはじめ体育館、プール、屋外運動場等の学校施設が整備されている。学校教育の場であることはもとより、住民のスポーツ・文化などの社会教育の場として、寄与してきた。

＜令和7年度の主な取組＞

- 父島の小笠原小中学校の建替えに関して、体育館・プール棟が完成、仮設校舎の建設工事を実施【村】[振興開発補助金]
- 全ての小・中学校、高等学校を対象に島しょ地域研修支援事業を実施し、指導主事を派遣したほか、若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修の実施等により、人材育成のための支援体制の充実に向けた取組を実施【都】
- 高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都に対する補助(離島高校生修学支援事業)【国】

(参考)小笠原村の教育施設

施設	教室数	校舎		校地面積 ㎡	体育館 ㎡	プール
		面積(㎡)	構造			
小笠原小学校	普通8 特別3	1,561	鉄筋コンクリート	13,394	796	25×10m
小笠原中学校	普通3 特別7	1,229	鉄筋コンクリート	4,325	小笠原小 と共用	25×10m
母島小中学校	普通7 特別10	2,395	鉄筋コンクリート	10,434	784	25×11m
小笠原高等学校	—	2,864	鉄筋コンクリート	36,218	2,389	—

(参考)児童・生徒、学級数

年度	小笠原小学校		母島小学校		小笠原中学校		母島中学校		小笠原高等学校	
	児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
R3	138	6	32	5	71	3	12	3	45	3
R4	134	6	33	6	74	3	13	3	48	3
R5	133	6	28	6	67	3	14	3	61	3
R6	110	6	28	6	68	3	13	3	57	3
R7	106	6	23	4	62	3	8	3	53	3

出典:東京都公立学校一覧(東京都)

※各年度5月1日現在

(参考)教職員数

年度	小笠原小学校	母島小学校	小笠原中学校	母島中学校	小笠原高等学校
R3	15	12	16	12	20
R4	17	12	17	12	20
R5	18	12	16	12	20
R6	18	12	16	12	20
R7	17	23	14	(小学校に含む)	20

出典:東京都公立学校一覧(東京都)

※各年度5月1日現在

※令和7年度から母島小・中学校は義務教育学校に移行

父島の小中学校整備

■事業概要

現在の父島の小中学校は、昭和47年に中学校、昭和48年に小学校が整備され、築後50年以上が経過し、塩害や台風被害、紫外線等により老朽化が進んでいる。また、小笠原小学校の普通教室の面積は53.6㎡と、一般的な教室(63～74㎡)に比べ非常に狭く、小笠原中学校では、教室数が不足している。小中学校ともに空き教室がないため、IT教育、特別支援教育、習熟度別学習といった新たな教育への対応が困難であり、段差等によりバリアフリーの対応も困難な状況にある。

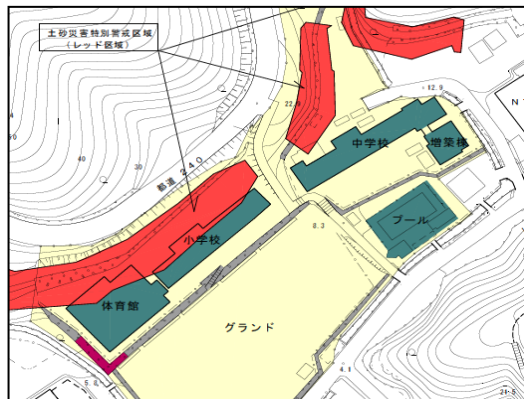
これらの課題を解消するため、小笠原小学校・小笠原中学校の校舎、両校共用の屋内運動場(体育館)・屋外プールを改築する。

令和7年度は、体育館・プール棟が完成し、仮設校舎の建設工事を実施した。

■事業主体 小笠原村

イメージ図

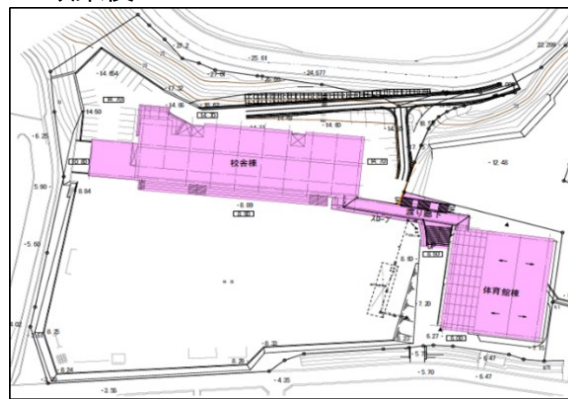
<改築前>



<体育館・プール棟>



<改築後>



<仮設校舎>



(2)文化・スポーツ

小笠原諸島には世界的にも貴重な動植物や地域性豊かな歴史・文化があり、特別天然記念物のハハジメグロをはじめ、学術上貴重な文化財が数多く存在しており、世界自然遺産登録を契機に、世界中から小笠原諸島特有の歴史及び文化への興味が高まっている。

こうした文化財の適切な保護・活用を図るため、小笠原村文化財保護審議会が設置されているほか、都では小笠原諸島に存する有形・無形の文化財の保存伝承及びその活用に関する指導・助言を行っている。

また、南洋踊りや小笠原の民謡など小笠原諸島特有の文化については、学校教育や地域でのイベントなど様々な場面で取り入れられているほか、島内で開催する住民向けのスポーツ大会やジュニア育成に向けたスポーツ教室開催等の取組に対して支援などを行っている。

<令和7年度の主な取組>

- 島しょ芸術文化振興事業において、小笠原村から希望があったクラシック音楽公演を実施【都】
- 天然記念物オガサワラオコウモリによる農産物等への食害対策を行う村への補助を実施(文化財保存事業費関係国庫補助金・東京都文化財保存事業費補助金)【国】
- 文化財保護及び活用を検討するため、文化財保護審議会を開催【村】
- 父島・母島両島民が参加する「父母交流スポーツ大会」を東京都スポーツ大会(島しょ大会)として開催【都・村】
- 嶋谷市左衛門巡検350周年を記念し、特別展示や講演会の実施と記念碑を建立【村】

13. 観光の開発 (1)(2)

(1)観光資源の開発と観光振興

小笠原諸島における観光にとっての最大の地域資源は、豊かで貴重な自然環境であることから、都や小笠原村ではエコツーリズムを基軸とした観光を推進している。小笠原村を訪れる観光客の数は、世界自然遺産への登録や新造船の就航等の効果により増加傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した。

このような状況の中、小笠原村では令和4年度に「小笠原村観光振興ビジョン」を策定し、世界自然遺産としての貴重な自然環境の保全と観光利用の両立を図る視点に立ち、国、東京都及び小笠原村が、魅力の発信と合わせた普及啓発活動を進めている。

また、遊歩道や遊歩道に隣接する管理道路、及び都市公園等の整備や維持管理により、観光客が自然を楽しむための環境整備が行われている。

＜令和7年度の主な取組＞

- **小笠原諸島への国内旅行者の継続的な誘致を図るため、企業及び教育旅行の実態調査、旅行会社へのヒアリング、有識者によるモニターツアー及び座談会等を実施し、分析結果を小笠原諸島の観光諸団体に共有【都】[振興開発補助金]**
- 観光客の満足度向上を図るため、定期航路利用の来島者にアンケートを実施し、分析結果を観光諸団体に提供【村】
- 小笠原ファンの情報発信力を活用することを目的としたアンバサダー制度を継続して運用【村】

(2)観光業と他産業の連携強化

観光による消費活動は農業・漁業をはじめとする他の産業にも波及する。小笠原村では、観光産業は島の子供たちの将来を支える産業であり、小笠原の活気ある風景を作り出す、なくてはならないものだという強い意識のもと、観光振興に取り組んでいる。

＜令和7年度の主な取組＞

- 小笠原諸島の関係機関(東京都産業労働局観光部、東京都小笠原支庁産業課、東京観光財団、小笠原村産業観光課、小笠原村観光協会、小笠原母島観光協会、小笠原ホエールウォッチング協会、小笠原村観光局、小笠原海運)により月に一度会議を開催して、最新情報の共有、観光施策の連携、各種課題等の検討を実施【村】
- 観光業と第一次産業との連携強化に向けた取組を検討【村】

14. 国内及び国外の地域との交流の促進

小笠原諸島は世界自然遺産登録を契機に、自然環境をはじめ、特異な歴史や独特の伝統・文化に対して国内外からの関心が高まっている。

近年では、修学旅行をはじめとした教育旅行等の積極的な誘致を図り、本土の小学校から大学に至るまで、多くの児童・生徒・学生が来島し、小笠原村の児童・生徒をはじめとする住民との交流を進めている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 小笠原村観光局と連携し、教育旅行の新規校の誘致活動を実施。また、過去に教育旅行を実施していた学校に対しても再度、来島していただけるように誘致活動を実施【村】
- 八丈町による町民の小笠原親善訪問事業や南アルプス市との中学生親善交流事業等、友好市町村との交流を実施【村】

15. 移住の促進

全国的に少子高齢化が進行しており、東京の島しょ地域では既に人口減少が始まっている。人口の変化によって、税収の減少や医療・福祉の需要の増大、地域産業の担い手の不足、公共施設整備や公共サービス提供への影響が予想される。

小笠原村では復帰以来、着実に人口が増えてきたが、平成12年以降はほぼ横ばいで推移している。一方で、高齢人口(65歳以上)は緩やかに増加し続けており、徐々に高齢化が進んでいる。

このような状況の中、移住・定住に関する相談窓口の設置やポータルサイトの運営等により、地域の魅力発信と情報提供を実施している。

＜令和7年度の主な取組＞

- 村内事業者の人手不足の現状を分析するため移住定住促進アドバイザーによる調査を実施【村】
- 各種イベントにおいて、移住相談や地域の魅力発信のためのブースを出展し、移住相談に対応【村】
- 小笠原村の専門人材の募集情報を都の移住・定住ポータルサイトや公式SNSにて周知【都】

16. 人材の確保及び育成

各産業分野において、本土からの専門家による講演会の実施や先進事例の視察等を通じて、人材の確保・育成を行っている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 亜熱帯農業センター及び営農研修所でパッションフルーツ及び島レモンの品評会や立毛共進会、トマトの品質測定会の審査員を務め、生産者の栽培技術の向上を支援。試験研究で得られた成果について、島内生産者部会での報告や巡回指導等により情報提供【都】
- 営農研修所では、生産者部会等に参加し、栽培指導や収穫見込の算出、試験成果の普及等を実施。また、都の農業革新支援専門員等を招へいし、栽培技術に関する講演会を実施【都】
- *南島及び母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツーリズムとして、自然ガイドを養成。当該地の自然環境についてのモニタリング等を実施し、実態等を踏まえた利用とルールについて調整。また、村の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用【都・村】[振興開発補助金](再掲)*
- 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地(露地ほ場、鉄骨ハウス)、蝙蝠谷農業団地(耐風強化型ハウス)を有償で提供【村】(再掲)
- 農業者の農地の確保及び規模拡大の観点から、平成30年度より、蝙蝠谷農業団地の活用を硫黄島旧島民のほか一般農業者にも対象を広げ、就農を支援【都・村】(再掲)
- 役場のDX推進の担い手となる職員向けのDX研修会を実施【都】

17. 関係者間における連携及び協力の確保

振興開発の各施策を進めるに当たっては、それぞれの施策の内容に応じて、行政機関、住民、関係団体、NPO等と連携して協力を行っている。

＜令和7年度の主な取組＞

- 外来種対策事業等において村民や地元NPOとの協働による取組を実施【村】

18. 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

帰島を希望する旧島民を受け入れるための環境整備を図るとともに、硫黄島及び北硫黄島においては一般住民の定住が困難であることから、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を行っていく。

＜令和7年度の主な取組＞

- 旧島民の帰島促進のため、「小笠原諸島生活再建資金貸付」による特別の金融対策の実施【都】
- 父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施【都・村】